

平成20東子第1号
2009（平成21）年6月29日

警視庁

警視總監 米 村 敏 朗 殿

東京弁護士会

会長 山 岸 憲 司

子どもの人権救申立事件について（要望）

当会は、当時13歳であった男子中学生が自転車で公道を走行中に職務質問を受け、自転車について被害届がなされていたことから占有離脱物横領ないしは窃盗の容疑で触法調査の対象となった件について、当該中学生から、葛飾警察署による調査のあり方について人権救済の申立てを受けました。

申立ての趣旨は、中学生には自転車が他人の物であることについて職務質問の時まで認識がなく、自己の自転車と偶々同種・同色・同形式の自転車であったことから自己の自転車であると取り違えて乗っていたに過ぎないのに、占有離脱物横領の故意があるかのような自白を強要され、これに沿う反省文の作成を強要された、というものでした。

当会は、慎重に調査を進めた結果、当該中学生に対する調査活動については、触法少年の未成熟性、被暗示性等に配慮して定められた少年法、少年警察活動規則、及び、2007（平成19）年10月31日付警察庁次長通達「少年警察活動推進上の留意事項について」の趣旨に反する態様が取られていたことが認められたため、葛飾警察署に対し、今後は、触法少年と接触する機会のある全ての警察官に対して、少年法、少年警察活動規則等の趣旨をふまえ、触法少年調査の留意点を周知徹底させること等を求める勧告書を執行いたしました。

当会は、貴官の参考のために上記勧告書を提出するとともに、貴官に対し、東京都下の全警察署において、上記諸法令等の趣旨を周知徹底し、触法少年の調査活動

を実施する際には、調査手法や触法少年への質問に際しての保護者への連絡及び立ち会いや発問方法等の工夫、付添人選任権の告知等、低年齢少年の特性を踏まえた配慮と運用を徹底するよう、要望いたします。

あわせて、貴官が所管する警察学校のカリキュラムに、少年法、少年警察活動規則、及び、前記警察庁次長通達を組み入れ、警察官に対する指導・教育を徹底されるよう、要望いたします。

以 上